

作成日 2022年 3月 1日
改訂日 年 月 日

安全データシート

【混合物用(塗料用)】

1. 化学物質等および会社情報

化学物質の名称 : 莊厳シーラー S
 主な用途 : 特殊変性エポキシ樹脂塗料（建築物、コンクリート面など）
 会社名 : 中央ペイント株式会社
 住所 : 〒532-0036 大阪市淀川区三津屋中 2・1-25
 担当部門 : 生産技術部 担当者 : 泉谷昌樹
 電話番号 : (06) 6309-4151 FAX 番号 : (06) 6309-4857
 緊急連絡先 : (06) 6309-4151

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

引火性液体	: 区分 2
急性毒性 経口	: —*)
経皮	: —
吸入 (気体)	: —
(蒸気)	: 区分 4
(粉塵, ミスト)	: —
皮膚腐食性／刺激性	: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 区分 2
呼吸器感作性	: —
皮膚感作性	: —
生殖細胞変異原性	: —
発がん性	: —
生殖毒性	: 区分 1
授乳に対する又は授乳を介した影響	: —
特定標的臓器毒性（単回暴露）	: 区分 1(中枢神経系) 区分 3(気道刺激性・麻酔作用)
特定標的臓器毒性（反復暴露）	: 区分 1(中枢神経系、肝臓)
誤嚥性有害性	: —
水性環境有害性 短期（急性）	: 区分 2
水性環境有害性 長期（慢性）	: 区分 3
オゾン層への有害性	: —

*) 記載なき GHS 分類区分：該当せず / 分類対象外 / 区分外 / 分類できない

【GHS ラベル要素】



引火性の高い液体及び蒸気
吸入すると有害
強い眼刺激

【注意喚起語】

危険

【危険有害性情報】

引火性液体及び蒸気

皮膚刺激

(気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ

眼気及びめまいのおそれ

長期にわたる又は反復ばく露による臓器(中枢神経系)の障害のおそれ

水生生物に毒性、長期継続的影響により水生生物に有害

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

【注意書き】**(安全対策)**

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

容器を密封しておくこと。

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。 禁煙。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること、また容器を接地すること/アースをとること。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

指定された個人用保護具を使用する事。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

取扱い後は手及び身体をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

(応急処置)

火災の場合	: 消火するために炭酸ガス、泡、粉末消火剤等を使用すること。
皮膚(又は髪)に付着した場合	: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
目に入った場合	: 多量の水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合	: 医師の診断/手当てを受けること。
吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息されること。気分が悪いときは医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	: 直ちに医師に連絡すること。 無理に吐かせないこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
 目の刺激が続く場合、医師の診察/手当を受けること。
 漏出物を回収すること。

(保管)

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 施錠して保管すること。子供の手の届かないところに保管すること。
 容器を密封しておくこと。

(廃棄)

内容物/容器を（国際、国、都道府県、又は市町村の規制に従って）に廃棄すること。

GHS 分類に該当しない他の危険有害性

有害性	:	有機溶剤中毒を起こす恐れがある。健康に有害であり、急性または慢性中毒の恐れがある。
環境影響	:	知見なし
物理的及び化学的危険性	:	燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

成分および含有率（危険有害物質を対象）

成分	CAS	含有率 (%)	安衛法	PRTR 法
トルエン	108-88-3	79	表示対象物/通知対象物	1種 300

4. 応急措置

吸入した場合

蒸気、ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合は、医師に連絡すること。

蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。

呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。

嘔吐物は飲み込ませないようにする。

直ちに医師に手当を受けること。

皮膚に付着した場合

付着物を布にて素早く拭き取る。

大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。

溶剤、シンナーは使用しないこと。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

汚染された衣類を取り除くこと。

眼に入った場合

- 直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗う。
- コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- できるだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護

- 適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。
- 換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤	: 炭酸ガス・泡・粉末
使ってはならない消火剤	: 水(棒状水、高圧水)

消火方法

- 指定の消火剤を使用すること。水を消火に用いてはならない。
- 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
- 安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- 消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- 屋内では換気をしっかり行う。
- 屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- 周辺を立ち入り禁止にし、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- 付近の着火源・高温体及び可燃物を素早く取り除く。
- 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

環境に対する注意事項

- 河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- 漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。
- 大量の漏出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。
 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用する。
 工具は火花防止型のものを使用する。
 作業中は、帯電防止型の作業服、安全靴を使用する。
 スプレーダストや製品が付着した布、紙、ローラーなどが積み重なると自然発火する恐れがあるので、廃棄するまで水に漬けておくこと。
 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
 過去にアレルギー症状を発症している人は取り扱わないこと。
 取扱後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
 指定された以外の材料と混合しないこと。

塗装上の注意

保護手袋及び保護面等適切な保護具を使用する事。
 塗装時は局所排気装置を稼働させて有機溶剤蒸気が滞留しないようにすること。
 塗装中は有機溶剤蒸気及び、塗料ミストに晒されるので防毒マスク又は送気マスク、保護メガネ、保護服、安全靴などの保護具を着用する事。
 長時間塗装する場合は、送気マスクを着用すること。
 タンク、地下室のような密閉された場所における塗装作業には、局所排気装置を付け、送気マスク、保護眼鏡、保護服、安全靴などの適切な保護具を着用すること。
 塗装作業場に着火源となるものを持ち込まないこと。
 万一の出火に備えて適切な消火器を準備すること。
 使用済みのウエス、塗料カス、スプレーダスト等は、廃棄するまで水に漬けておくこと。
 塗装後の乾燥は換気量を十分に確保し、塗料の臭気がなくなるまで換気を継続すること。

保管

日光の直射を避ける。通風のよいところに保管する。
 盜難防止のために施錠保管する。子供の手の届かないところに保管する。
 火気、熱源から遠ざけて保管する。
 冷暗所、乾燥した場所に保管する。

8. ばく露防止および保護措置

組成物質の管理濃度および許容濃度

管理濃度	許容濃度
トルエン：20ppm	トルエン：ACGHI (1987) TWA 20ppm 日本産業衛生学会 50ppm

設備対策

取扱設備は防爆型を使用する。

排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。

液体の輸送、汲み取り、攪拌などの装置についてはアースを取るように設備すること。

取扱場所の近くには高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。

屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所、特に底部まで充分に換気できる装置を取り付けること。

呼吸器の保護

有機ガス用防毒マスク又は送気マスクを着用する。

密閉された場所では送気マスクを着用する。

その有害性物質に対して適切な保護のできる保護マスクを着用する。

手の保護具

有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

眼の保護具

取扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。

9. 物理的および化学的性質

・状態 (20°C)	: 液体	・色	: 青色
・臭い	: 溶剤臭	・pH	: 知見なし
・粘度 (20°C F.C)	: 11 秒	・密度	: 0.95g/cm ³ (23°C)
・沸点	: 110.6°C	・引火点	: 9°C
・燃焼又は爆発範囲の上限 下限	: 7Vol% : 1.27Vol%	・自然発火温度	: 480°C
・蒸気圧	: 2900Pa(20°C)	・水に対する溶解度	: 不溶

10. 安定性および反応性

反応性/化学的安定性

通常の保管条件／取り扱い条件において安定である。

避けるべき条件

高温(40°C以上)にならないようにする。

混触危険物質

酸化性物質

危険有害な分解生成物

燃焼により、一酸化炭素、窒素酸化物、その他低分子モノマーなどの有毒ガスが発生する。

11. 有害性情報（危険有害性物質を対象）

	急性毒性-経口	急性毒性-経皮	急性毒性-吸入 (気体)	急性毒性-吸入 (蒸気)
トルエン	区分外	区分外	分類対象外	区分 4
	急性毒性-吸入 (粉じん、ミスト)	皮膚腐食性及び 皮膚刺激性	眼に対する重篤な 損傷性／眼刺激性	感作性-呼吸器
トルエン	分類対象外	区分 2	区分 2B	分類できない
	感作性-皮膚	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性
トルエン	区分外	区分外	IARC 分類 3	区分 1A
	特定標的臓器属性 (単回暴露)	特定標的臓器属性 (反復暴露)	誤嚥有害性	その他
トルエン	区分 1	区分 1	区分 1	確認できていない

12. 環境影響情報

【生態毒性】

データなし

【残留性・分解性】

データなし

【生体蓄積性】

データなし

【土壤中の移動性】

データなし

【他の有害影響】

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないよう対処すること。

環境有害性

	水性環境-急性有害性	水性環境-長期間有害性	オゾン層への有害性
トルエン	区分 2	区分 3	分類できない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。廃塗料、容器などの廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法律に従って処理を行うか、処理を委託すること。

廃塗料などを焼却処理する場合には、珪藻土等に付着させて開放型の焼却炉で小量づつ焼却する。又は、焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシン等の有毒ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。塗料製品、廃塗料及び焼却灰などは、特別管理産業廃棄物に該当することがあるので、廃棄はこの法律によって行うこと。

汚染容器及び包装

環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処理を行う。許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14. 輸送上の注意

共通

取り扱い及び保管上の項の記載に従うこと。
容器漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、
荷崩れ防止を確実に行なうこと。

国連番号	:	1263
指針番号	:	128
国際輸送名	:	塗料
国連分類	:	3:引火性液体
容器等級	:	包装等級 2
海洋汚染物質	:	該当

国内規制

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上輸送：船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空輸送：航空法に定めるところに従うこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法施行令別表 1-4	:	危険物（引火性のもの）
労働安全衛生法施行令別表 6 の 2 (有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4)	:	第 2 種有機溶剤
毒物及び劇物取締法	:	該当しない
消防法第 2 条危険物	:	別表第 4 類 引火性液体(第 1 石油類・非水溶性液体)
港則法施行規則 12 条危険物 告示	:	引火性液体類
航空法施行規則 194 条危険物 告示	:	引火性液体

16. その他情報

引用文献

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)公表データ
(一社)日本塗料工業会「GHS 対応 SDS・ラベル作成ガイドブック」
(一社)日本塗料工業会「原材料物質データベース」
国際化学物質安全性カード (ICSC)
原材料製造会社の安全データシート

注意：

本データシートは、作成時又は改定時において、製品及びその含有成分等に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報等)を集めておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合は予告なく追加・修正を行い改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。

この SDS は、現時点での入手した資料に基づいて作成しております。当該製品の危険・有害性に関する情報および評価は原材料の情報から推定したものであり、必ずしも十分なものではありません。

御使用者の責任において安全な取扱い方法をお決めください。